

【感染対策向上加算 3 の主な施設基準】

◎ 届出基準

保険医療機関の一般病床の数が 300 床未満を標準とする(外来対策向上加算の届出がないこと)

◎ 感染制御チームの設置

次の構成員からなる感染制御チームを設置

- ・専任の常勤医師(適切な研修の修了が望ましい)
- ・専任の看護師(適切な研修の修了が望ましい)

◎ 医療機関間・行政等との連携

- ・年 4 回以上、加算 1 の医療機関が主催するカンファレンスに参加(訓練への参加は必須とする。)
- ・新興感染症の発生時等の有事の際の対応を想定した地域連携に係る体制について、連携医療機関等とあらかじめ協議されていること
- ・新興感染症の発生時等に、都道府県等の要請を受けて感染症患者又は疑い患者を受け入れる体制若しくは発熱患者の診療等を実施する体制を有し、そのことを自治体 HP で公開していること

◎ サーベイランスへの参加

地域や全国のサーベイランスに参加している場合は、サーベイランス強化加算が算定できる

◎ 連携強化加算

感染対策向上加算 1 を算定する保険医療機関に対し、過去 1 年間に 4 回以上、感染症の発生状況、抗菌薬の使用状況等について報告を行っている場合、連携強化加算が算定できる

◎ その他

- ・抗菌薬の適正使用について、加算 1 の医療機関又は地域の医師会から助言を受けること
- ・細菌学的検査を外部委託する場合は、「中小病院における薬剤耐性菌アウトブレイク対応ガイドンス」に沿った対応を行う
- ・新興感染症の発生時等に感染症患者又は疑い患者を受け入れることを念頭に、汚染区域や清潔区域のゾーニングを行うことができる体制若しくは発熱患者の診療を実施することを念頭に、発熱患者の動線を分けることができる体制を有する